

事務連絡

令和7年12月24日

保護者各位

高千穂町 福祉保険課長

令和8年度教育・保育施設(保育園・認定こども園等)
新規入園・継続入園申請のご案内

寒冷の候、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。さて、令和8年度教育・保育施設(保育園・認定こども園等)新規入園・継続入園申請を、下記のとおり受け付けます。入園申請をされる場合は、必要書類等を準備の上、期間内に提出していただきますようお願いいたします。

なお、教育・保育の認定及び給付を受ける場合は、個人番号を利用することとなりますので、個人番号記入表の提出についてもご協力をお願いいたします。

記

1. 申請書受理期間

令和8年4月1日入園希望者の申請書受理期間(1次選考)

- 令和8年1月5日(月)から令和8年1月30日(金)まで (閉庁・閉園日を除く)
※令和8年度途中入園についても下記の条件により同時に受け付けます。

2. 申請の条件及び対象者

- 別紙「令和8年度教育・保育施設(保育園・認定こども園)新規入園・継続入園のご案内」及び認定基準表(保育認定者)でご確認ください。入園に関しては、最短でおおむね生後3ヶ月位からですが、この場合でも園に確認が必要です。

＜上記の期間の申請対象者＞

● 4月入園希望者

令和8年4月入園希望者(保育認定)の申請書受理は、おおむね令和7年12月31日までに出生しているお子さまです。

● 年度途中入園希望者

令和8年5月1日以降入園希望者で申請書を受理できる方は、保育認定希望者で、保護者の年度内の職場復帰等が確実であり、事業所による証明書等を提出できる方が対象です。但し、求職活動予定の場合や、生まれていない子ども分の申請書の受理は行いません。相談等は隨時受け付けいたします。

受理例) 令和7年秋に生まれた子どもで、令和8年10月に育児休業が明け、職場復帰が決まっている等。

3. 入園申請書の受理及び選考

提出すべきすべての書類がそろった場合のみ書類を受理し、1月30日までの期限内に受理した申請書を1次選考の対象といたします。

※不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

令和7年4月入園希望者で申請書の受理が1月30日までの方は1次選考の対象、2月1日以降受理の方は次回選考になります。

なお、入所決定の通知は3月上旬頃に発送予定です。令和8年5月1日以降入園希望者の選考は、入園希望日の1か月前を目処に行い、入所決定の通知を送付いたします。

※就労証明等が本社対応等で日数のかかる方は早めの準備をお願いいたします。

4. 提出書類

入園申請に伴う提出書類については別紙「入園申請書チェックリスト」でご確認ください。保育園と認定こども園で、また、教育認定と保育認定で提出書類が異なりますのでご注意いただき、漏れのないようチェックリストで必ず確認してご提出ください。

5. 提出先

●保育園入園希望者

→在園している園又は福祉保険課

※新規入園希望者（在園児の兄弟は除く）は福祉保険課窓口へご提出ください。

●認定こども園入園希望者

→入園を希望する認定こども園等

（木の花幼保園、第一高千穂幼稚園、旭ヶ丘保育園 等）

※福祉保険課での受付はいたしません。

6. その他

別紙「令和8年度の保育園等入園申請に係る変更及び注意事項」を必ずご確認ください。

ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

【文書取扱】

児童福祉係 担当:増永

TEL: 0982-73-1202